

**令和7年3月31日（月）
総務常任委員会説明資料**

**議案第94号大津市市税条例の一部を
改正する条例の制定について**

**総務部 市民税課
資産税課
収納課**

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

目次

1 公示送達関係

- (1) 公示送達に関する規程の整備 4 ページ

2 個人市民税関係

- (1) 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）に係る規定の整備 5 ページ

3 軽自動車税関係

- (1) 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し 6 ページ
- (2) 道路交通法の一部改正により運転免許証と個人番号カードの一体化
が可能となることに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備 7 ページ

4 固定資産税関係

- (1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額
措置の見直し 8 ページ

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

目次

5 市たばこ税関係

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

・・・・・・・・・・ 9 ページ

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

1 公示送達関係

(1) 公示送達に関する規定の整備（第22条／地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行）

- 公示送達の方法について、これまで、市役所の掲示場に掲示することで行っていた公示送達を、市のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、市役所の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となる。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

2 個人市民税関係

(1) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)に係る規定の整備

(第39条の2、第40条の3、第40条の4の2及び第40条の4の3／令和8年1月1日施行)

- 特定親族(年齢19歳以上23歳未満)について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逦減する仕組みとする。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除の額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※参考

扶養控除については、合計所得金額に係る要件が58万円(現行48万円)に引き上げられる。

地方税法の改正で対応されるため、大津市市税条例の改正は不要。

なお、特定親族の場合の扶養控除の額は45万円。

- 条例改正施行後の影響見込み

特定親族特別控除による税収への影響金額は約1,400万円の減少と見込む。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

3 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

(第88条、第94条の2／令和7年4月1日施行(予定))

- 原動機付自転車の車両区分に「0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下のもの」を追加する。

車両区分	年額
総排気量0.05リットル以下又は定格出力0.6キロワット以下	2000円
総排気量0.05リットルを超え0.09リットル以下又は定格出力0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下	2000円
(追加)総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下	2000円
総排気量0.09リットルを超える又は定格出力0.8キロワットを超える	2400円

- 条例改正施行後の影響見込み

今後、既存の車両区分の車両との置き換わりが進むと考えられ、税収に影響はない見込み。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

3 軽自動車税関係

(2) 道路交通法の一部改正(令和7年3月24日施行)により個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能となったことに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備

(第95条／令和7年4月1日施行(予定))

- 大津市市税条例における軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証(いわゆるマイナ免許証)に対応した改正。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

4 固定資産税関係

(1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直し

(附則第15条の9の3／令和7年4月1日施行(予定))

- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置(*1)について、申告の手続きに見直しを加えた上、適用期限を2年延長するもの。

見直し内容

マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにする。

適用期限の延長

当該工事の完了する日の期限を「令和7年3月31日」から「令和9年3月31日」に延長

*1) 家屋のみ、工事完了の翌年度分を減額、一戸あたり上限100㎡、減額割合は参酌基準の「1/3」を採用、都市計画税は対象外

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

5 市たばこ税関係

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

(附則第16条の2の2／令和8年4月1日施行)

● 加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直す

① 加熱式たばこの課税標準について、当分の間、次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(注) 1本当たりの重量が0.35g未満のものは、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。

イ 上記ア以外の加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(注) 1個当たりの重量が4g未満のものは、加熱式たばこ1個をもって紙巻たばこ20本に換算する。

② 上記①の改正は、2段階で実施する。

令和8年 4月から 改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5

令和8年10月から 改正後の換算本数

● 条例改正施行後の影響見込み

加熱式たばこの課税方式の見直しによる税収への影響金額は約2億4,500万円の増加と見込む。